

海洋の歴史地理

川 上 健 三

海洋の歴史地理としては、これまで主として探検地理とか交通地理とかの観点から取扱われ、これについては多くのすぐれた研究がある。しかしここでは最近世界的にきわめて深刻な問題となっている海洋の制度について、地理学的な観点から取上げたいと思う。

—

コロンブスのアメリカ発見直後の一四九三年に、ローマ法王の教書を受けて、スペイン、ポルトガル両国は、大西洋、インド洋および太平洋の広大な海洋に対してその領有を主張し、新大陸と東インドに至る通商航海路のすべてを独占した。

このスペイン、ポルトガルの海洋領有の主張に対して戦をいどんだのは、イギリスとオランダであった。まずオランダは、一六世紀半ばには宗主国スペインに対して独立戦争を開始、オランダの船隊は新大陸から銀を持

帰るスペイン船隊を襲撃したが、一五八八年には英国海軍と連合してスペインの無敵艦隊を撃滅してスペイン、ポルトガルの海洋支配に重大な打撃を与えることに成功した。その後オランダは、一五九五年にはスペインの禁を冒して希望峰を廻ってスペイン、ポルトガルの武力的独占下にあった東インド貿易に進出し、一六〇二年には東インド会社を設立して武力をもってその商権を擁護した。

かくて東インド航路の争奪をめぐって双方の船隊はしばしば衝突しては、掠奪を相互に繰返したが、オランダ東インド会社の船舶による海上での捕獲を正当化するための裏付けとなったのが、グロテュウスの海洋自由論で、これがオランダ船が東インド諸島に航行し、貿易をする自由をスペインをして確認せしめることに貢献した。

他方イギリスは、スペインに対して独立戦争を開始したオランダを支援するとともに、スペインがその領有を主張する大西洋に進出し、ドレイクやホーキンス等のイギリス船隊は、スペインの銀船隊を襲撃したが、一六〇〇年にはオランダに先んじて東インド会社を設立してスペイン、ポルトガルの独占していた東インド貿易に武力的な進出を開始した。

このように、スペイン、ポルトガルの海洋領有主張に対して航行自由の確保に共同歩調をとったオランダとイギリスであったが、イギリスは、英国近海におけるオランダ漁業の発展に伴い、その近海の漁業独占を正当化せんとして「英国海」の主張を行ない、今度はオランダとの間に沿岸漁業権をめぐる論争が展開されることとなった。

眼をスカンジナビアに転ずれば、デンマークはバルチック海、サウンド海峽等に、スウェーデンはバルチック海とボスニア湾に、またノールウェーは広大な北方海域にそれぞれ海洋の領有を主張していたが、一五五三年に北方海域を通じて白海に達する航路が発見され、イギリスと北部ロシアとの通商が拡大するようになるや、イギリスとの間に

紛争を生ずることになった。

このような海洋支配をめぐる紛争の時代を経て、外洋と沿岸海域とを区別する考えが漸次発達するようになり、第一八世紀末から一九世紀初頭にかけて領海制度がその形をととのえ、他面その領海外の水域については、公海自由の原則が確立するようになった。

二

かくてその領海の幅については、距岸三マイルというのが国際法上確立した規則とみなされるに至った。しかし、なお四マイル、六マイル、一二マイル等というそれよりも広い領海を主張する国もあり、そのためしばしば紛争を生じたので、画一的な領海の幅員を決定すべく幾多の試みがなされ、一九三〇年にはヘーグで開かれた国際法典編纂会議でも努力したが、合意に達することができなかった。

しかも第二次大戦後は、終戦直後の一九四五年八月二八日にトルーマン米大統領が発した大陸棚と公海漁業に関する二つの宣言を契機として、ラテン・アメリカその他の諸国のうちには領海を拡張したり、領海外の大陸棚の上部水域や二〇〇マイルにも及ぶ広大な水域にまで漁業に関して沿岸国の権限を拡大しようとする動きが顕著となってきた。メキシコを皮切りに、アルゼンティン、チリ、ペルー、ニカラグア、コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、ホンデュラス等がそれで、それが一九五二年八月一六日に至り、いわゆる「サンチャゴ宣言」となった。この宣言は、チリ、ペルーおよびエクアドル三国の代表者がチリの首都サンチャゴに会合して、距岸二〇〇マイルに亘る管轄権の拡大を共同して再確認したものであって、それがラテン・アメリカ諸国の共通の政策として打出されたところに注目す

べきものがあつた。

他方アジアでも、一九五二年一月一日に韓国の李承晩大統領は、いわゆる李ライン設定に関する宣言を發した。これは対日平和条約の発効を目前にひかえて、マッカーサー・ライン撤廃後の日本漁業対策を直接のねらいとしたものであつたが、この李ラインの設定によってわが国の漁船で李ライン侵犯を理由に捕されるものが相次ぐようになった。

その他の国々のうちには、多かれ少なかれ、これらに類似する措置をとるものもあり、トルーマン宣言を契機に海洋に関する秩序が非常に混乱するようになったので、海洋に関する制度を確立すべく、一九五八年国連主催のもとにジュネーヴにおいて海洋法會議が開催された。

海洋法會議には八六か国の代表が参加して海洋制度について審議した結果、領海、公海、公海漁業および大陸棚の四つの条約が成立した。しかし、長い間の懸案となつていた領海の幅については、遂に結論を得ることができなかった。この領海の幅をきめる目的で、一九六〇年に第二次海洋法會議が再びジュネーヴで開かれたが、この會議でも領海の幅を確定することはできなかった。

しかし、この會議で、領海や漁業権の拡張を主張する沿岸国と公海自由を主張する海洋国の妥協を図るべく、領海は六マイルまでとし、その外側に距岸一二マイルの範圍において漁業に関して領海と同様の権限を有する漁業水域を設定することができる、との米加共同提案が、會議では一票の差で採択されるに至らなかったが、今後の国際漁業秩序のあり方として注目されるようになり、その後この方式に基づいて二国間の漁業紛争を解決しようとする動きが顯著となつた。

一九六〇年から六二年にかけて、英・ノールウェー間、英・アイスランド間、独・アイスランド間、ソ連・ノールウェー間にそれぞれこの方式に基づく漁業取極が締結され、一九六四年には英・仏等ヨーロッパ主要一二か国によって署名された欧州漁業条約の成立となった。この欧州漁業条約は、それ以前の取極が、いずれも二国間の問題の解決を図ることを目的としていたのに対し、多数国間の条約として、ヨーロッパにおけるあたらしい漁業制度の確立を目的としたものであった。

わが国もまたこのような漁業水域についての考え方も採り入れて、一九六五年六月二日に韓国との間に漁業協定を締結し、長年に亘って両国間で紛争となっていた李ライン問題もここに解決をみることとなった。

このように、関係国間の取極によって漁業権拡張をめぐる国際紛争を解決する事例が多くなってきたが、それとともに、第二次海洋法会議における漁業水域に関する米加共同提案を契機に、一方的に自国の沿岸に距岸一二マイルの漁業水域を設けたり、領海そのものを一二マイルとしたりする国が目立って多くなり、そのためわが国の公海漁業が阻害されるようになったので、わが国もまた一九六七年から六八年にかけて、米、メキシコ、ニュー・ジラランド、オーストラリアの諸国とそれぞれ交渉を行ない、それらの国の沿岸一二マイル内の水域における日本漁船の操業について取極めた。

これを要するに、第二次世界大戦後トルーマン宣言を契機として特に顕著となってきた領海拡張や漁業権拡張の動きに対して終止符を打つべく、二回に亘って海洋法会議が開かれ、またこの会議においては、沿岸国と海洋国との妥協を図るべく、米・加両国が「漁業水域」という考え方を打出したのであったが、この米加共同提案が会議で採択できなかったため、現在では却って当時の会議における議論のうち自己に有利なものを採り上げて、あたかもそれが国

際法であるかのごとくに各国各様の措置をとらせる結果となり、第一九世紀以来確立された海洋の自由、公海漁業の自由も、その前途はなほだあやぶまれる形勢となつてきている。しかも最近は、海洋汚染や海底開発の問題もこれに加わり、一層複雑な様相を呈するに至つてゐる。

これを具体的数字で示せば、漁業水域という形であれ、領海という形であれ、要するに漁業に関して沿岸から一二マイルの水域に対して沿岸国の管轄権を主張している国は、一九七〇年七月末現在で五八か国に達し、今や圧倒的に多くなつてゐる。これを戦前、第二次海洋法会議（一九六〇年）まで、第二次海洋法会議以後、の三つの段階に区分すれば、第一の時期は三か国、第二の時期は一一か国、第三の時期は四四か国となつていて、トルーマン宣言を契機として相当数の国が戦後一二マイルまで管轄権を拡大し、さらに第二次海洋法会議で領海の幅について決定できなかった後は、飛躍的に一二マイル国が増加するようになったことが理解される。

以上のほか、アフリカ諸国中には、ギニアの一三〇マイルを筆頭に、ガボンの二五マイル、カメルーンの二八マイル等、一二マイル水域では満足できずにその外側の水域にまで管轄権を拡大しようとする国が最近漸次増加しようとしており、またトルーマン宣言以来出現するようになったラテン・アメリカの二〇〇マイルの主張は、海洋法会議までは五か国であつたのが、今やその倍の一〇か国に達している。

一 一二マイル国の変遷

戦前	の一二マイル内訳	
	領海	漁業水域
〇	三	九
〇	四	八
一	六	六
二	一二	〇
〇	?	一二
三	合計	

業たる漁業が三マイルから四マイルの沖合が最も好漁場であつたことと、同国の海岸線は出入多く、かつ、無数の岩礁、島嶼があつて、領海内の船舶の航行には、三マイルでは不便であるという事情によるところが大きく、イタリアが六マイルを唱えているのは、アドリア海のユーゴスラヴィア側が岸深いのに、イタリア側には浅瀬が多く、三マイル以内は航行に適しないからであるといえる。

最も顕著な例は、ペルー、チリ、エクアドル等のラテン・アメリカ諸国の二〇〇マイルの広大な水域に亘る排他的管轄権の主張である。大陸棚と公海漁業に関する二つのトルーマン宣言を契機とし、これに藉口して領海または管轄水域の拡大を図る国が相次いで出たことは先に述べたとおりであるが、この場合その最も多いのが、上部水域も含めた大陸棚に対する管轄権の主張であつた。しかし、ペルー、チリ、エクアドルの場合は、大陸棚はいずれもきわめて狭少で、これらの国にとつてかかる理論はなんらの意味も持たなかつた。これに代るべきものが、距岸二〇〇マイルという考え方で、それを二〇〇マイルとしたのは、海洋生物資源の非常に豊富なフンボルト海流の流れている範囲がほぼそれに近いということに由つている。

ペルーは、漁獲高においてはわが国を抜いて世界第一位にあるが、そのほとんど大部分がカタクチイワシ一種という世界でも他にその例をみない事情にある。しかも、その漁獲量にも匹敵するカタクチイワシを海鳥類が餌としているというのであるから、フンボルト海流にはいかに豊富にカタクチイワシがあるかが理解されるのである。

ラテン・アメリカでは、今や中米では米国に近いメキシコ、グアテマラ、ホンデラスの三か国、南米ではコロンビアとヴェネズエラの二か国を除き、いずれも二〇〇マイル国となつた。しかも最近における第三次海洋法会議開催の動きと関連して、一九七〇年に入つてからあるいはリマ、あるいはモンテヴィデオで二〇〇マイル国の代表が会合

し、その結束を一層固めつつあるので、さらに二〇〇マイル国が拡大することになるかも知れない。

しかし、ここで注意すべきは、二〇〇マイル問題に対するヴェネズエラの態度である。ヴェネズエラは、上記のラテン・アメリカ諸国の会合には参加はしたが、領海二〇〇マイルの立場は支持しなかった。それは、カリブ海に面するヴェネズエラとしては、このような海域における領海の拡張は、錯綜した紛争の種となるのみならず、管轄権の拡張によって国々が狭い区域に閉込められ、その活動が制限されることとなることをよく承知していたからである。

二〇〇マイルの主張は、大陸棚としては狭いが、その地先沖合に資源に富んだ海流が存在しているという地理的環境のもとに、太平洋に面するラテン・アメリカにおいて発生し、そのような管轄権の拡大が、近隣の国々との間に境界問題をめぐる紛争を惹起するようなおそれのない地域においてその支持国を加えていたのである。したがって今後ともこれに同調する国が出てこないとはいえないが、上述のような事情から、全ラテン・アメリカ諸国にそれが波及するとは思われない。

それよりもむしろその地理的条件からみて波及のおそれがあるのはアフリカで、ギニアはすでに一九六四年に一三〇マイル領海を主張していたが、カメルーンは一九六四年に六マイル領海を一八マイルに、コンゴは一九七〇年七月に三マイル領海を一五マイルに、また、ガボン同年八月に一二マイル領海を二五マイルに拡大する等の動きをみせている。

なお、一九七〇年八月に開かれた前述のモンテヴィデオ会議にはセネガルからもオプザヴァーが参加し、同代表は、ペルーの領海についての立場を支持するとともに、必要とあればセネガルとして現在の一二マイル領海を拡張する権利を留保する旨の声明を行うところがあったことも注意する必要がある。

四

このように領海幅員の問題はその根ざすところきわめて深いものがあるだけに、今後とも簡単に妥協できる性質のものではなく、その解決への途は決して容易ではないと思われる。

最近では大陸棚や深海海底の開発、海洋の油濁防止等の見地からの主張もそれに加わり、海洋制度の前途はいよいよ複雑な様相を呈してきていることはさきに指摘したとおりであるが、それらが最近とみにやかましく議論されるようになったのは、海底開発技術の急速な進歩や石油の大量遠距離輸送の飛躍的増大等によるところが大きい。

大陸棚に対して沿岸国の管轄権を及ぼそうとする考えが明確な形で取上げられるようになったのは、一九四五年にトルーマン米大統領が、米沿岸の大陸棚の天然資源の開発に対して米国の管轄権を行使する旨を宣言して以来のこととで、きわめてあたらしい。

この宣言が契機となり、一九五八年の海洋法会議において「大陸棚条約」が成立することとなったが、この条約では、まず沿岸国はその隣接する大陸棚を探索し、その天然資源を開発するための主権的権利を行使するとの原則を明らかにしている。この場合、沿岸国の主権的権利の及ぶ範囲として、地理的概念として大陸棚の限界である水深二〇〇メートルまでとしたことは妥当であるが、それに加えて「その限度をこえる場合には、上部水域の水深が海底の区域の天然資源の開発を可能とするところまでのもの」としたため、大陸棚条約にいう「大陸棚」とは、も早地理的概念をこえたものとなり、その上、開発すべき大陸棚の天然資源として、鉱物資源以外に生物資源、殊に定着性種族までも含めたため、その本来の性格からますます離れたものとなってしまった。

それだけに大陸棚条約としてはいろいろと問題が多いが、最近までは積極的にその問題が取上げられるまでには至らなかった。それが大陸棚の石油や天然ガスの開発が進み、深海底にニッケル、コバルト等を含んだ大量のマンガン・ノジュールの分布していることが知られるに及んで、沿岸国の主権的権利の及ぶ大陸棚の範囲を明確にする必要に迫られるようになるとともに、それよりも深い深海底の取扱も問題となってきた。ことに発展途上諸国としては、これを現状のままに放置すれば、資本や技術に優れた先進諸国のみが深海底の鉱物資源を独占することとなることを懸念し、国際管理機構を設けて、国家の管轄権の及ばない深海底資源の探索、開発を管理せしめ、その開発によって生ずる収益の一部を発展途上諸国に均霑させることを主張し、目下国連の場において検討が続けられているが、この場合もその国の大陸棚の広狭や埋蔵資源の状態とその開発の可能性等によって立場が異なり、いまだに意見の一致をみるまでに至っていない。

しかし、このような動きと並行して、北海、バルト海、アドリア海、ペルシア湾等においては、一九六四年末からすでに次ぎ次ぎに関係沿岸国の間で大陸棚の境界線の画定が行なわれてきている。

この場合バルト海はソ連・フィンランド、アドリア海はイタリア・ユーゴスラヴィアという相対する二国間の間の大陸棚の境界の問題であって、それほどその境界線の確定に困難はなかった。しかし、北海では西側はイギリス、東側はノルウェー、デンマーク、ドイツ、オランダ等の先進諸国によって圍繞されており、この区域で一九六〇年に入ってから豊富な天然ガスの鉱脈が発見されて以来、非常に関心を惹き、その大陸棚の分割が問題となってきたが、この場合は相対する国の間のみでなく、隣接諸国との間の境界も問題となるため複雑となり、ドイツはその両側のデンマークとオランダと境界線画定について争い、国際司法裁判所に提訴した結果、ドイツ側の勝訴となった。これに

より今や北海大陸棚は、これら諸国の間で完全に分割支配されることとなった。

ペルシア湾の場合は、イラン、イラク、クウェート、サウディアラビアのほか、イギリス保護下の多数の土侯国によって囲まれている上に、それらの沿岸国は、その後進性の故に自ら海底を開発することが困難なため、外国会社に利権を与え、あるいは外国会社をして自国の会社と合併で開発に当らせている実情であり、しかもそのような利権の付与が国家間の大陸棚の境界線画定に先行したため、利権が重複する区域もできて問題は複雑となったが、すでにイランとサウディアラビアの間、イランとクウェートの間には境界線画定取極が成立した。

最近では、わが国と韓国や国民政府との間にもその画定問題が起っていることは周知のとおりである。

このような既に既成事実となっている境界線画定の問題と上述の大陸棚の限界や深海海底の国際管理の問題とが、どのように調整されるかは、今後の課題であるが、いずれにせよ、大陸棚の分割支配、深海海底の国際管理の問題が、その上部水域の問題にまで波及することになれば、海洋制度の一層の混乱は免れないこととなる。

次に海水油濁防止の問題は、一九六七年三月一八日にトリー・キャニオン号（約六万トン）が、ペルシア湾から原油を満載してイギリスに向かう途中、英仏海峡の西端部で座礁し、流出した約一〇万トンの油がイギリスのコンウォール海岸からフランスのブリタニウの海岸に至るまでの広大な海域に亘って甚大な被害を与えて以来、とみに関心を惹くこととなった。

最近では、アラスカから北極海を経て米本土への原油の大量輸送が計画され、その航路がカナダの北極圏の諸島付近を通過することになるところから、カナダは、カナダの北極区域の陸地および島嶼から距岸一〇〇マイル以内の水域に対し、汚濁禁止等を含む広範囲の事項にわたり管轄権を行使することを主張しており、海洋制度にさらにあらた

な問題が提起されることとなった。

五

これを要するに、中世の海洋分割は通商路の独占がその目的であった。それが維持できなくなり、海洋自由ということが全面的に打出されるようになると、今度は沿岸の漁業保護と国家の安全保障という見地から領海制度の確立となった。それがさらに特に戦後の公海漁業の急速な発達により、漁業管轄権の一層の拡張が問題となってきたが、それに海底開発技術の発達や大型タンカーの増大という人知の発達に伴う最近のあたらしい事情も加わり、海洋制度の今後のなりゆきは予断を許さない状況となってきた。

注 文中のマイルは約一・八キロメートル、カイリ（漣、海里）のこと。